

障がい者雇用

働く障がい者が過去最高の六三万人に——厚生労働省調査

厚生労働省は二月一八日、平成二五年度障害者雇用実態調査の結果をとりまとめた。それによると、平成二五(二〇一三)年度に全国で働く障がい者は前回調査(二〇〇八年)度、四四万八〇〇〇人より一八万三〇〇〇人増加の六三万一〇〇〇人となり、過去最高となることが明らかとなった。

調査は、民営事業所における障がい者の雇用の実態を把握し、今後の障がい者の雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、事業所調査と個人調査の二種類の調査を五年毎に実施している。事業所調査は二〇一三年一月、常用労働者五人以上を雇用する民営事業所から無作為抽出した一万三〇〇〇事業所を対象に実施。個人調査は、事業所調査の対象事業所から半数を抽出し、それらの事業所に雇用される身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に実施。回収数は、事業所票が八六七三事業所(回収率六六・〇%)、個人票が九六七九票(同六二・四%)。

事業所調査

五人以上の民営事業所に雇用される障がい者数(推計、以下同)は六三万一〇〇〇人。障害種別にみると、身体障がい者が四三万三〇〇〇人(前回調査三四万六〇〇〇人)、知的障がい者が一五万人(同七万三〇〇〇人)、精

神障がい者が四万八〇〇〇人(同二万九〇〇〇人)となり、いずれの障害種別でも前回調査より増加している。

産業別にみると、身体障がい者は、「卸売業、小売業」(二七・九%)でもっとも多く雇用されており、次いで、「製造業」(一九・三%)、「サービス業」(一三・三%)の順となる。知的障がい者では、「卸売業、小売業」(三七・五%)、「製造業」(二五・七%)、「サービス業」(一四・一%)の順となる。精神障がい者では、「製造業」(二二・二%)、「卸売業、小売業」(二〇・五%)が上位に並び、「サービス業」(一三・三%)、「宿泊業、飲食サービス業」(一三・〇%)が続く。

職業別にみると、身体障がい者は多い順に、「事務的職業」(三二・七%)、「専門的・技術的職業」(一四・三%)、「販売の職業」(一三・六%)となる。知的障がい者は、「生産工程従事者」(二五・六%)、「運搬・清掃・包装等従事者」(二一・九%)、「サービスの職業」(二〇・五%)。精神障がい者は、「事務的職業」(三二・五%)、「サービスの職業」(一五・一%)、「生産工程従事者」(二二・九%)の順となる。

週二〇時間以上三〇時間未満で働く知的障がい者の割合が倍増

雇用形態でみると、正社員(無期契

約正社員と有期契約正社員の合計)の割合は、身体障がい者が五五・九%(前回調査六四・四%)、知的障がい者が一八・八%(同三七・三%)、精神障がい者が四〇・八%(同四六・七%)となり、いずれも前回調査より低下している。

労働時間でみると、週三〇時間以上の割合は、身体障がい者が八一・八%(前回調査八二・八%)、知的障がい者が六一・九%(同七九・一%)、精神障がい者が六八・九%(同七三・一%)となる。一方、週二〇時間以上三〇時間未満の短時間労働者を見ると、身体障がい者が二二・〇%(同二四・七%)、知的障がい者が二六・五%(同二二・二%)、精神障がい者が二六・二%(同二四・八%)となる。

知的障がい者と精神障がい者の短時間労働者の割合は前回調査より増加しており、なかでも、知的障がい者はほぼ倍増(前回調査一三・二%↓今回調査二六・五%)している。厚生労働省は、「週二〇時間以上三〇時間未満で働く知的障がい者が雇用率にカウントできるようになったことが背景のひとつにあるかもしれない」という。

働く身体障がい者の半数以上が月給制

賃金(二〇一三年一〇月分、超過勤

務手当含む)については、身体障がい者は平均で二万三〇〇〇円(前回調査二万五〇〇〇円)となり、それを週所定労働時間別にみると、三〇時間以上は二万五〇〇〇円(同二万六八〇〇〇円)、二〇時間以上三〇時間未満は一〇万七〇〇〇円(同一九万七〇〇〇円)、一〇時間未満は五万九〇〇〇円(同五万二〇〇〇円)となる。賃金の支払形態は、月給制(五八・八%)、日給制(四・八%)、時給制(三三・六%)となっている。

知的障がい者は平均で一〇万八〇〇〇円(同一万八〇〇〇円)となり、三〇時間以上は一三万円(前回調査一二万四〇〇〇円)、二〇時間以上三〇時間未満は八万七〇〇〇円(同八万三〇〇〇円)、二〇時間未満は三万五〇〇〇円(同四万円)となる。賃金の支払形態は、月給制(二八・三%)、日給制(四・九%)、時給制(六五・九%)となる。

一方、精神障がい者は平均で一五万九〇〇〇円(前回調査一二万九〇〇〇円)で、三〇時間以上は一十九万六〇〇〇円(同一二万四〇〇〇円)、二〇時間以上三〇時間未満は八万三〇〇〇円(前回同額)、一〇時間未満は四万七〇〇〇円(同四万円)となる。賃金の支払形態は、月給制(四四・〇%)、日給制(三・二%)、時給制(五一・七%)となる。

雇用上の課題は障がい者向けの仕事

障がい者を雇用する際の課題（複数回答、以下同じ）については、身体障がい者では、「会社内に適当な仕事があるか」（七六・二％）がもっとも多く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」（五一・四％）、「採用時に適性能力を十分把握できるか」（三七・五％）となる。知的障がい者では、「会社内に適当な仕事があるか」（八三・七％）が最多で、以下、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」（四四・八％）、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」（四四・八％）が同率で並ぶ。精神障がい者では、「会社内に適当な仕事があるか」（七七・二％）、「従業員が障害特性について理解できるか」（四七・四％）、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」（四三・二％）の順となる。

一方、雇用している障がい者への配慮については、身体障がい者は「配置転換等人事管理面についての配慮」、知的障がい者は「工程の単純化など職務内容の配慮」、精神障がい者については、「通院・服薬管理など雇用管理上の配慮」がそれぞれもつとも多くなる。

障がい者を雇用する上で、関係機関に期待する取り組みとしては、身体障がい者は「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」、知的障がい者および精神障がい者については、「具体的な労働条件、職務内容等について相談できる窓口の設置」がそれぞれもつとも多くなる。

個人調査

一方、個人調査は、現在の会社に就職する前の状況について尋ねている。身体障がい者と精神障がい者は、「今の会社で働いたことがある」、知的障がい者は、「学校で勉強していた」がそれぞれトップとなる。

身体障がい者と精神障がい者の転職経験者に直前の職場を離職した理由を尋ねると、それぞれ「個人的理由」がもっとも多く、その理由については、ともに、「賃金、労働条件に不満」「職場の雰囲気・人間関係」「仕事内容が合わない」「会社の配慮が不十分」の順となった。

就職相談はハローワークで

就職に際しての相談先（複数回答）については、身体障がい者は、「公共職業安定所」（三三・六％）、「自分で探した」（二一・三％）、「家族・親戚」（二六・二％）、「知り合い・友人」（二二・〇％）の順となる。精神障がい者は、「公共職業安定所」（五〇・〇％）が半数を占め、以下、「障害者就業・生活支援センター」（二四・一％）、「家族・親戚」（二二・六％）が続く。一方、知的障がい者の就職に際しての相談相手（複数回答）については、「家族」（二七・〇％）と「学校の先生」（二七・〇％）が同率で並び、以下、「障害者就業・生活支援センター」の職員（二〇・九％）、「公共職業安定所の職員」（二〇・二％）、「就労移行支援・就労継続支援を行う事業所、作業所などの職員」（二〇・〇％）が続く。

能力に応じた評価、昇進昇格を

職場において改善が必要な事項（複数回答、二つまで）については、身体障がい者は、「能力に応じた評価、昇進・昇格」（二八・〇％）、「調子の悪いときに休みを取りやすくする」（一九・六％）、「コミュニケーションを容易にする手段や支援者の配置」（一八・〇％）が上位にあがる。精神障がい者は、「能力に応じた評価、昇進・昇格」（三一・二％）、「調子の悪いときに休みを取りやすくする」（二三・一％）、「コミュニケーションを容易にする手段や支援者の配置」（二〇・四％）が並ぶ。一方、知的障がい者については、現在の職場に対する要望事項（複数回答）としては、二人に一人が「今の仕事をずっと続けたい」（五二・三％）と回答しており、そのほか、「職場で困ったとき相談できる人がほしい」（二二・三％）、「ほかの仕事もしてみたい」（二二・二％）、「いっしょに働く仲間、友達があほしい」（九・一％）などの要望があがった。

相談相手は家族や親戚が上位に

仕事で不安や悩みを抱えたときの、主な相談相手（複数回答、二つまで）については、身体障がい者は、「家族・親戚」（五一・六％）、「職場の同僚・友人」（四四・四％）、「職場の上司や人事担当者」（四一・四％）が上位にあがる。精神障がい者は、「家族・親戚」（四〇・四％）、「職場の上司や人事・健康管理担当者」（三七・〇％）、「医療機関（主治医等）」（二八・八％）となる。一方、知的障がい者が職場で困ったときの相談相手（複数回答）については、「職場

の上司」（四四・三％）、「職場でいっしょに働いている人」（三四・三％）、「家族」（三三・三％）が上位にあがる。

仕事を続けられるか不安を抱く

一方、将来への不安については、身体障がい者は、「ある」との回答が七〇・〇％（前回七〇・四％）に達し、その内容（複数回答）は、多い順に、「老後の生活が維持できるか」（六二・九％）、「仕事を続けられるかどうか」（六〇・七％）、「障害が重度化するのではないか」（四六・〇％）となる。

精神障がい者については、「ある」との回答が八一・九％（前回八二・三％）のほり、不安に思っている事項（複数回答）は、「仕事を続けられるかどうか」（七一・五％）、「老後の生活が維持できるか」（六八・一％）、「病気が再発、悪化するのではないか」（五一・五％）が高くなる。

一方、知的障がい者については、将来に対する不安が「ある」と回答したのは四七・〇％（前回五三・三％）、その理由としては、「親がいなくなったから生活を助けてくれる人がいなくなる」（三七・三％）、「いまの仕事が続けていけるかどうかわからない」（二三・〇％）、「わからないがなんとなく不安」（二二・八％）が上位にあがる。

（調査・解析部）